

「教育勅語」とは？

それは日本国憲法や教育基本法に全く反する



戦前の国民学校(上)と塚本幼稚園(下)での「教育勅語奉読」

「朕^{ちんおもう}惟フニ・・・」と園児たちが唱和する「教育勅語」。そこは「森友学園」籠池氏が経営した塚本幼稚園。

え?! 「教育勅語」って、戦後すぐに「排除」(衆議院)、「失効確認」(参議院)されたのでは?

憲法や教育基本法に違反していると、野党は国会で追及。

ところが、

- 「(教育勅語には) 良いところもある」(安倍首相)
- 「別に悪くない」「教育勅語の精神である親孝行など、核の部分は取り戻すべきだと考えており、道義国家を目指すべきだという考えに変わりはない」(稲田防衛相)
- 教育勅語を道徳教材に用いることを否定しない(松野文科省)
- 「教育勅語 教材としての使用 否定されない」(菅官房長官)
- 幼稚園児に教育勅語を朗読させるのは「教育基本法に反しない限り問題のない行為」(義家文部副大臣)
- 「憲法や教育基本法等に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることはない」(閣議決定)

そして、

● 「教育勅語の効力は1948年に失われているが、道徳心を養うということは重要であり、目的や効果に照らして、幼稚園の設置者が十分に考慮して、建学の精神に従って活用してもらうことには問題ない」(2017年3月、文部科学省の大阪府教育庁私学課への回答)

上の閣僚たちの発言、文科省の回答は、実は「ありえない」「とんでもない」「教育勅語も歴史も全くわかっていない」「大問題発言」。

果たして本当はどうか、そもそも「教育勅語」は何をいつているのか、どんな役割を歴史上果たしたのか、ほんの少しでも容認することがいかに危険であるのかを見てみましょう。

Q1;そもそも「教育勅語」とは何ですか。何をいっているのですか。

A1;それは、天皇・天皇制に徹底的に仕えよ、との天皇からの
臣民しんみん(天皇の支配の対象とされる者、戦前・戦中は天皇以外の
すべての者)に対する命令です。

戦前・戦中、日本の唯一の主権者は天皇であることが、大日本帝国憲法（明治憲法）で制定されていました。

そうした下で「勅語」とは、天皇が臣民しんみんに与える言葉（というより命令）を意味しました。「教育勅語」とは、「教育」に関して、天皇が臣民に与えた絶対的命令です。したがって戦前・戦中、各学校においては、校長が天皇に成り代わってこれを「奉読」ほうどく（=つつしんで読む）し、子どもたちは頭を垂れ、「ありがたく」静粛に聞く（鼻水一つすすれない）ことを強いられたのです。戦後のような対等・平等な人間関係の話ではないことを頭に入れておきましょう。

その上で、「教育勅語」は何を言っているのか見てみましょう。その内容は大きく三つに分かれます。（なお、「教育勅語」全文と現代語訳を最後に載せておきます、参考に。）

第一段落、「朕ちん惟ちんフニ（=朕[天皇だけが言える「私、わし」の意味]が思うに）～此二ここにそんす存ス（=ここにある）」。この国は代々天皇の国であり、臣民が天皇に尽くし立派な行いをしてきたのは、天皇・天皇制が支配する国だったからであり、教育の根元もここにある、と言っています。

第二段落、「爾なんじしんみん臣民（=お前たち臣民は）～スルニ足ラン（=足ることである）」。この個所こそ、安倍首相・稲田防衛相をはじめ日本を支配してきた人たちが、戦後一貫して「教育勅語」の「良いところ」と褒め称えてきた所です。しかし、決して一般的な、市民が

守るべき道徳を説いているところではありません。結局のところ、未来永劫続く皇室の運命を助けるために、「父母ニ孝ニ（＝父母に孝行する）」以下の「徳目（＝徳を分類した細目）」を守れ、ことに天皇制国家が戦争をする場合は、命を投げ出して戦え、そうすることでやっと一人前の臣民なのであり、同じように振る舞ってきたお前たちの先祖の名を汚さぬことだ、と言っているのです。

第三段落は、「斯ノ道ハ（＝このような道は）～庶幾フ（切に願う）」。ここは、以上のことは、皇室の祖先の教訓であるから、子孫であるわしもお前たち臣民も守るものであり、古今東西間違いのない道理だ。わしはお前たち臣民と共に守るから、お前たちも守れ、と言っている所です。

Q2;「教育勅語」は、戦前・戦中の「教育」にどのような役割を果たしたのですか。

A2;「教育勅語」が支配した戦前・戦中の教育は、子どもたちに、天皇や国家のための「死」を強要する教育であり、教育そのものの破壊に到るものでした。

天皇主権の大日本帝国憲法（明治憲法）が公布された翌年の1890年、この憲法と一体のものとして「教育勅語」は発布されました。

「勅語」の成立によって日本の教育に「天皇主義」「国家主義」の「心棒」が通されたのです。1945年の敗戦まで、「教育勅語」を体現した教育体制や、「教育勅語」を教科化した「修身」の「徳目」にも、折々の時代状況を反映して多少の変化は見られましたが、この「心棒」が揺らぐことは決してありませんでした。

テ」「国民ノ基礎的錬成（！？＝心・体・技術などをきたえること、本来の『教育』ではありません）ヲ為ス」ことを目的としました。さらに『国体ノ本義』（1937年）、『臣民の道』『戦陣訓』（1941年）に示された皇国民、軍人像に基づき「天皇に帰一（＝別々の事柄が、同一のものに帰着すること）」し、身を挺して「国家に奉仕」することを強要したのです。

1941年の国定「修身」教科書では「国民皆兵」の自覚が教えこまれ、「神国日本」の国家観が植え付けられることになりました。そこから発する「八紘一宇（八紘為宇、とも言う。『世界を一つの家にする』という意味で、アジア・太平洋戦争中、日本の中国・東南アジア侵略を正当化するためのスローガンとして用いられました）」の使命を自覚させられた「少国民」は、次にその実践者、「皇運扶翼」の「皇国民」として「錬成」されたのです。

1941年12月に日本はアメリカと開戦し、アジア・太平洋戦争に突入します。学校教育は戦争の発展と共に、修業年限の短縮を手始めに活動自体が縮小していきます。ついに1944年2月に「国民学校初等科」を除き、授業は停止されます。5月には「戦時教育令」と同「施行規則」により、「学徒隊」が編成されました。教育機関は戦争遂行機関へと変化していきました。そして1945年の敗戦を迎えることになったのです。

この間、子どもたち・青年たちは、少年戦車兵、少年飛行兵、予科練、満蒙開拓青少年義勇軍などで国内外での戦闘と死を強要されました。

しかしこれは日本人だけの話です。日本人によって犠牲となったアジア・太平洋諸国人民のことを忘れてはなりません。子どもたちに「死」を強要した「教育勅語」による「教育」は、他国人民に対する「殺し」の教育であったことも決して忘れてはなりません。

Q3;「教育勅語」を、なぜ戦後すぐに「排除」(衆議院)や、「失効確認」(参議院)する必要があったのですか。

A3;「教育勅語」とその下での戦前・戦中の日本の教育は、多くの子どもたち・青年に死を強制し、教育そのものの破壊をもたらしました。まがりなりにも、その痛切な反省と自己批判の下に、戦後教育は、日本国憲法と教育基本法を基に出発しようとしたはずです。一人一人の人格を完成させる教育を行おう、一人一人が主権者であることを自覚し、批判力・創造力に満ちた主権者を作る教育を行おう、侵略戦争や植民地支配の日本の過去を反省し、国内外の平和を堅く守ろう、そのための反戦・平和教育を行おうといった教育理念を持ち、そうした教育実践を目指してきたはずです。その際、「教育勅語」は、こうした理念や実践と無縁であるどころか、敵対的なものとならざるを得ません。それをどうしても克服していくことが必要でした。

ところが、戦後間もなくの日本政府は、「教育勅語」は、今後読まないでおこう程度ですませようとする態度でした。あるいは依然として遵守すべきだという文相さえいました。戦前の絶対主義天皇制が「教育勅語」によって、日本国民をいかに骨の髄まで「洗脳」していたかを示す証拠ともいえます。だからこそ、先に述べた教育を実践していこうとするなら、「教育勅語」はどうしても排除すべきものだったのです。

1948年6月19日、衆議院は「詔勅の根本的理念が主権在君並びに神話の国体観に基づいている事実は、明かに基本的^{そこな}人権を損い、且つ国際的信義に対して疑点を残す」と「教育勅語」の「排除」決

議を行いました。さらに参議院は、「教育勅語」等が「既に効力を失っている事実を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸しょうちよく詔勅の謄本をもれなく回収せしめる」と、「失効確認」決議を行ったのです。

こうした歴史的事実を踏まえるならば、パンフの冒頭にあったような安倍首相以下の発言が出てくるはずはないのです。歴史の真実を見つめ、日本の戦争責任を深く自覚し、その中で「教育勅語」が果たした役割を考えるならば、彼らの発言がおかしいことは一目了然です。しかし、後に述べるように、彼らは新たな「戦争する国」づくりを一方で進めようとしている以上、それは意図的なものであるとも言えるでしょう。



Q4;今なぜ「教育勅語」に反対しなければならないのですか。

A4;それは、安倍政権が現在強行している、再び「戦争する国」づくりと、それと一体の教育政策に強い危機感を持つからです。

実は、塚本幼稚園における「教育勅語」を唱和させ、「安倍首相が んばれ」と園児たちに云わせる「教育」、安倍夫妻が「すばらしい教育」と絶賛する「教育」、それこそが安倍教育の本質だといえるので

はないでしょうか。安倍首相や日本会議に属する人々は、詐欺、贈収賄等々考えられる限りの不正、犯罪的行為を通じて籠池小学校をいわばモデル校として寄ってたかって作り上げようとしたのです。大阪の橋下元知事・市長、松井知事など維新勢力の責任も免れません。安倍内閣や維新勢力が、「森友学園」と籠池氏だけを「悪者」にして疑惑から逃走しようとしている中、「教育勅語」を教材として利用してよいという閣議決定を行ったことがいかに危険か、容易にお分かりいただけると思います。

安倍政権は、安保法制やそれと一体となった秘密保護法、共謀罪＝テロ対策に名を借りた「治安維持法」等、国内の治安対策と一体となった「戦争する国」づくりを進めています。教育政策もそれと一体のもので、教育基本法の中での「愛国心」など教育目標の設定、新たな勤務評定制を含む教職員管理、「日の丸・君が代」の強制と定着、子どものどのような資質・能力を育てるか、さらに教育方法まで規定する新学習指導要領の策定。これら「教育改革」を安倍政権に先んじて大阪で行ってきたのが橋下・松井氏ら維新勢力です。いずれにせよ、安倍・橋下的「教育改革」の中心となるのは「道德教育」の教科化です。

安倍教育政策の中でも、「道德教育」の教科化を特別に危険なものとして注目しましょう。それは道德を、かつての「修身」のように筆頭教科化（特定の教科を、他のすべての教科に先んずる、すべての教科の基礎とすること）するものです。検定による事実上の国定教科書により、徳目を教えこみ、評価を実施して子どもたち一人一人の生き方、考え方を国が評価し、支配しようとしています。「宗教的情操」、愛国心を強調し、現在の国家秩序に文句を言わぬ「国民」づくりを目指しています。

「道德教育」の教科化が、戦前・戦中の「教育勅語」、その下での「修身」のように、国家主義的、軍国主義的、民族排外主義的な子

どもの育成を目指すものであると少しでも理解できたならば、安倍・橋下的教育政策全体に反対していきましょう。その具体的な現れの一つ一つと闘いましょう。とりわけ、安倍が頼かむりを決め込もうとしている「森友学園問題」は、安倍教育政策の危険性を暴露する格好のチャンスです。安倍首相・維新勢力のこの問題における犯罪性の徹底糾明とあわせ、安倍・橋下的教育政策の本質を徹底暴露していきましょう。



学校の儀式のたびに校長が勅語を奉読。子どもは頭を下げたままの姿勢。

【資料】

1、教育勅語（原文に、ルビと濁点、句読点を入れたものです。）

朕^{ちんおも}惟^わフニ、我^{こうそこうそうくに}ガ皇祖皇宗國^{はじ}ヲ肇^{こうえん}ムルコト宏遠^{とく}ニ、徳^たヲ樹^{しんこう}ツルコト深厚
ナリ。我^わガ臣民^{しんみん}克^よク忠^{ちゆう}ニ克^よク孝^{こう}ニ、億^{おくちゆうこころ}兆^{いつ}心^よヲ一^よニシテ世^よ世^よ厥^そノ美^び
ヲ濟^なセルハ、此^こレ我^わガ國體^{こくたい}ノ精華^{せいか}ニシテ、教^{きやう}育^{いく}ノ淵源^{えんげん}亦^{また}實^{じつ}ニ此^こニ存^{ぞん}
ス。爾^{なんじしんみん}臣民^ふ父母^ぼニ孝^{こう}ニ、兄^{けいてい}弟^{ゆう}ニ友^{ゆう}ニ、夫^{ふう}婦^ふ相^あ和^あシ、朋^{ほう}友^{ゆう}相^あ信^いジ、恭^{こう}儉^{けん}
己^{おの}レヲ持^もシ、博^{はく}愛^{あい}衆^{しゆう}ニ及^{およ}ボシ、學^{がく}ヲ修^{おさ}メ、業^{ぎやう}ヲ習^{なら}ヒ、以^{もつ}テ智^ち能^{のう}ヲ啓^{けい}發^{はつ}
シ、特^{とつき}器^じヲ成^{はく}就^あシ、進^{しん}デ公^{こう}益^{えき}ヲ廣^{ひろ}メ、世^{せい}務^むヲ開^{ひら}キ、常^{つね}ニ國^{こく}憲^{けん}ヲ重^{おも}
ジ、國^{こく}法^{ほう}ニ遵^{もつ}ヒ、一^{いつ}旦^{たん}緩^{ぜん}急^{きゆう}アレバ義^ぎ勇^{ゆう}公^{こう}ニ奉^{ほう}ジ、以^{もつ}テ天^{てん}壤^{じゆう}無^む窮^{きゆう}ノ
皇^{こう}運^{うん}ヲ扶^ふ翼^{よく}スベシ。是^{かく}ノ如^{ごと}キハ獨^{ひと}リ朕^{ちん}ガ忠^{ちゆう}良^{りゆう}ノ臣^{しん}民^{みん}タルノミナラ
ズ、又^{また}以^{もつ}テ爾^{なんじ}祖^そ先^{せん}ノ遺^い風^{ふう}ヲ顯^{けん}彰^{しやう}スルニ足^たラン。
斯^こノ道^{みち}ハ實^{じつ}ニ我^わガ皇祖皇宗^{こうそこうそう}ノ遺^い訓^{くん}ニシテ、子^し孫^{そん}臣^{しん}民^{みん}ノ俱^{とも}ニ遵^{じゆん}守^{しゆ}スベ
キ所^{ところ}、之^{これ}ヲ古^こ今^{こん}ニ通^{つう}ジテ謬^{あやま}ラズ、之^{これ}ヲ中^{ちゆう}外^がニ施^しシテ悖^{もと}ラズ。朕^{ちん}
爾^{なんじしんみん}臣民^{とも}ト俱^{けん}ニ拳^{けん}々^{けん}服^{ふく}膺^{よう}シテ、咸^{みな}其^{その}徳^{とく}ヲ一^{いつ}ニセンコトヲ庶^し幾^{ねが}フ。

明治二十三年十月三十日

御名御璽

2、教育勅語の現代語訳

朕が思うに、我が皇室の先祖が国を始めたのは、はるかに遠い昔のことで、徳を築いてきたことは深く厚いものだ。我が臣民がよく忠義と孝行を尽くし、万民が心を一つにして、世々忠孝の美を尽くしてきたことは、これは我が国体の本質をなす最もすぐれた所であり、教育の根源もまた実にここにある。お前たち臣民は、父母に孝行し、兄弟仲良く、夫婦は仲むつまじく、友だちは信じあい、人にはうやうやしく自分の行いは慎み深いように自分を保ち、博愛を他人に及ぼし、学問を修め、仕事を習い、それらを以て知能をさらに開き起

こし、徳行と器量を成就し、進んで公共の利益を広め、世の中の務めを開き、常に大日本帝国憲法を重んじ、国の法に従い、危急の事態があれば（直訳；あったので）、正義のために発する勇気を公のために奉り、これらによって天地と共にきわまりのない皇室の運命を助けるべきである。これらのようなことは、ただ朕の忠義心厚く善良な臣民であるということのみならず、またこれらで以てお前たちの祖先の残した風習を褒め称えるに足ることであろう。

この道は、実に我が皇室の祖先が残した教訓であり、子孫臣民が共に守っていかねばならぬところで、これは昔も今も通じて間違いなく、これは国の内外に施しても道理に背かない。朕はお前たち臣民と共に、胸中に銘記して忘れず守り、皆その徳を一つにすることを切に願う。

発行 2017年4月16日

子どもに「教育への権利」を！大阪教育研究会

TEL 090-3651-5876 ブログ 会名で検索